

半田市明るい青少年都市推進本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月十七日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第五号

半田市明るい青少年都市推進本部設置規則を廃止する規則

半田市明るい青少年都市推進本部設置規則（昭和五十七年半田市規則第二十九号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。